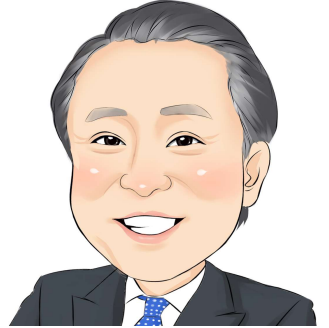


相続税・贈与税の税制改正

令和5年10月
Vol. 16

こんにちは！所長の森田です。
相続税・贈与税の税制改正が令和6年1月1日から
施行されます。
今回は暦年課税制度の変更点、相続時精算課税制度の
変更点、についてお知らせします。
近年行われてきた相続関連税制の改正の中でも、
今回の改正は非常に注目度の高いものになっています。



暦年課税制度とは…

1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される贈与税の制度です。1人当たり年間**110万円の基礎控除額**があり、贈与を受けた金額が110万円以下なら贈与税の申告が不要です。

【改正1】生前贈与の加算対象期間等の見直し



令和6年1月1日以降の贈与より、相続時発生時に相続財産に**加算される期間**が改正前の相続開始前3年間から**相続開始前7年間に延長**されます。

	相続の発生										○:加算対象となる贈与	
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年		
令和2年	○											
令和3年	○	○										
令和4年	○	○	○									
令和5年		○	○	○								
令和6年			○	○	○	○	○	○	○	○		
令和7年				○	○	○	○	○	○	○	○	
令和8年					○	○	○	○	○	○	○	
令和9年						○	○	○	○	○	○	
令和10年							○	○	○	○	○	
令和11年								○	○	○	○	
令和12年									○	○	○	
令和13年										○	○	

令和10年1月以後の相続については、直近7年間(令和6年以降の贈与に限る)の贈与額が相続財産に加算されます。
実際に贈与額が7年間加算されるのは、令和13年1月以後の相続からです。

※ただし、延長された4年間に贈与された財産のうち**100万円は加算対象外**となる制度が創設されました。

相続時精算課税制度とは…

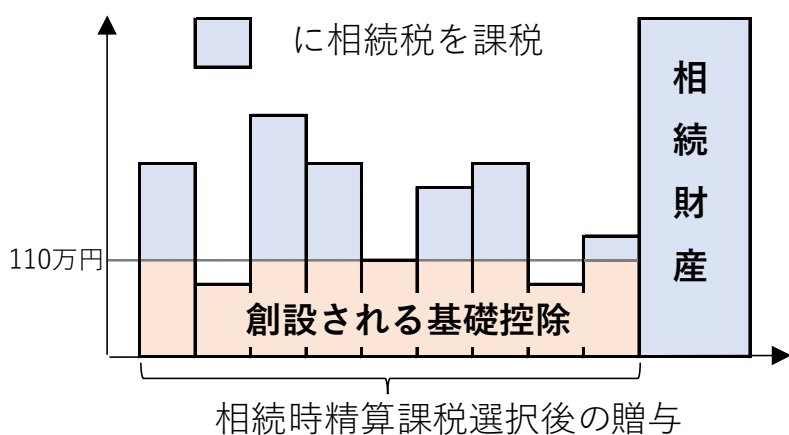
60歳以上の父母祖父母から、18歳以上の子または孫に対し、財産を贈与した際に選択できる贈与税の制度です。

2500万円の特別控除があり、限度額に達するまで贈与税の課税を受けません。限度額を超えた場合には**一律20%の贈与税**が課税され、贈与者が亡くなった際には、相続税の計算時に贈与財産の**贈与時の評価額を相続財産に加算**して相続税額を計算します。

【改正2】 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

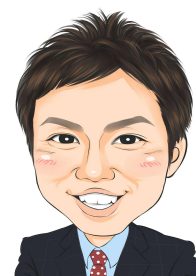
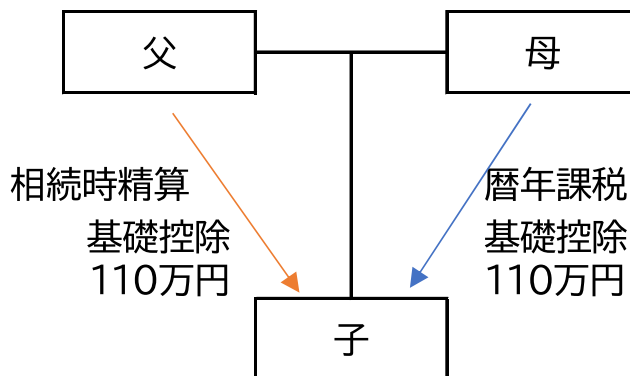


相続時精算課税を選択した場合には、新たに**年間110万円以下の贈与が申告不要**となる制度が創設されました！



令和6年1月以後の贈与より、2500万円の特別控除とは別に、**年間110万円までの基礎控除が創設**されます。年間110万円以下の贈与であれば、贈与税がかからず、かつ、2500万円の特別控除に含める必要がありません。さらに、**基礎控除以下の贈与**については将来実際に相続が発生した際の**相続財産に加算する必要もありません**。

贈与者ごとに制度を選択できるので、右の図のように別の制度を利用して、**基礎控除をそれぞれ110万円まで活用**できます。



不明点・気になる点は監査担当者までお問い合わせください！